

経済課からのお知らせ

共同して創業する高年齢者の皆様へ

高年齢者等共同就業 機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等3人以上が、自らの就業経験等を活用すること等により、共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成金が支給されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

地域創業助成金

地域創業の核となる産業において、新たな雇用支援を促すため、以下の条件を満たした新規事業者に対し、新規創業にかかる経費及び、労働者の雇い入れ経費について助成金が交付されます。

■ 主な受給の要件 ■

1.地域貢献事業の創業

①②のいずれかに該当する産業が対象となります。

①サービス10分野

- 個人向け・家庭向けサービス
- 社会人向け教育サービス
- 企業・団体向けサービス
- 住宅関連サービス ○子育てサービス
- 高齢者ケアサービス ○医療サービス
- リーガルサービス ○環境サービス
- 地方公共団体からのアウトソーシング

②地域重点分野

- 各種商品小売業 ○その他の小売業
- 一般飲食店

2.地域貢献事業計画の認定

創業から6ヶ月以内に、都道府県高年齢者雇用開発協会まで地域貢献事業計画の申請を行ってください。

3.2人以上の雇入れ

次のすべての要件に該当する労働者を2人以上(うち1人以上は※非自発的離職者)を現に継続して雇用してください。

※非自発的離職者……会社の倒産や定年など、自らの意思によらずに前の会社を退職した者

- 常用労働者又は短時間労働者
(うち1人以上は非自発的労働者)
- 雇入れ日現在で65歳未満の者
- 創業の日から1年6ヶ月以内に雇い入れた者
- 雇い入れから3ヶ月以上経過した者

■助成額

○創業経費の支援
150万円～500万円を限度として、創業から6ヶ月以内にかかった経費の2分の1が支給されます。(限度額は雇い入れ数等により異なります。)

○雇入れの支援
創業から1年以内に雇い入れた非自発的離職者を対象に常用労働者(1人当たり)30万円、短時間労働者(1人当たり)15万円が支給されます。

お問い合わせ (社)沖縄県雇用開発協会 TEL:098-891-8466

生涯学習課からのお知らせ

平成18年度中央公民館講座 絵本読み聞かせ講座

絵本の読み聞かせがなぜ必要？
どんな絵本がいいの？何歳まで読み聞かせしたらいいの？など楽しく、分かりやすく話してくれます。

- 【講師】 真栄城栄子
- 【日時】 5月19日・26日、6月2日・9日・16日(毎週金曜日・5回講座)
午前10時～12時まで
- 【場所】 具志頭改善センター 1階ホール
- 【申込先】 具志頭改善センター(TEL:998-7018)
東風平改善センター(TEL:998-8383)

八重瀬町役場 生涯学習課 公民館講座担当(TEL:098-998-8383)

国保年金課からのお知らせ

さらに安心・これからも安定 国民年金改正のポイント

平成17年4月からの改正

★国民年金保険料は、毎年280円(月額)ずつ引き上げられます

【対象となる方】国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方

平成17年度から毎年280円(月額)ずつ、平成29年度に16,900円になるまで引き上げられ、その後、固定されます。
※平成18年度の月額保険料は、13,860円

★若年者納付猶予制度ができました

【対象となる方】30歳未満の方で、保険料の納付が困難な方

30歳未満の方に限って、世帯主の所得を問わずに、本人とその配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予されます。(平成27年6月までの特例)

お知らせ

請求手続きは市区町村の国民年金窓口で

平成17年4月に特別障害給付金制度ができました

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象に、特別障害給付金が支給されることになりました。

手続に必要な書類がありますので、市区町村・社会保険事務所におたずねください。

【対象となる方】

- ①平成3年3月以前に学生だった方
- ②昭和61年3月以前に厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態に該当する方

<支給額>

- 1級 月額5万円 ● 2級 月額4万円

※支給額は、毎年度物価の変動に応じて改訂されます。

※本人の所得や老齢年金等の受給状況によって、支給が制限される場合があります。

※支払いは年6回、原則偶数月です。前月までの分をお受け取り頂きます。

<ご注意>

- 給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からです。請求が遅れた場合、さかのぼっての支給はできません。書類等がそろわない場合でも、請求書はできるかぎりお早めに提出してください。
- 障害の認定は、過去の状況を確認する必要がありますので、支給の決定まで数ヶ月かかる場合がありますが、ご了承ください。なお、支給の決定が遅れた場合でも請求月の翌月までさかのぼって支給額を計算いたします。

【お問い合わせ先】八重瀬町役場 国保年金課 本庁舎(TEL:998-2210)
東風平庁舎(TEL:998-2101)